（医療法施行規則等の一部改正）

第十条　次に掲げる省令の規定中「㊞」を削る。

一　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）附則様式第一、附則様式第二、附則様式第四、附則様式第五、附則様式第七、附則様式第八、別記様式第一の三及び別記様式第一の四

二　狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）別記様式第四

三　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）様式第一号（表面）、様式第一号の二（表面）及び様式第二号（表面）

四　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成五年厚生省令第四十三号）別記様式第一

五　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）様式第一号及び様式第二号

六　厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第百五十三号）様式第一から様式第八まで

七　臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）様式第一から様式第五（第一面）まで、様式第七から様式第十二（第一面）まで及び様式第十三

（死体解剖保存法施行規則の一部改正）

第十一条　死体解剖保存法施行規則（昭和二十四年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第三号書式までの書式中「㊞」を削る。

第四号書式を次のように改める。

第四号書式

死体解剖資格認定申請書

住所

氏名

年　月　日生

一　医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号

二　主として行おうとする解剖の種類（系統、病理、法医の別）

三　主として行おうとする場所

四　罰金以上の刑に処せられたことの有無（あるときはその罪及び刑）

右により資格を認定されたい。

年　月　日

氏名

収入印紙

厚生労働大臣　殿

第五号書式中「㊞」を削る。

第六号様式を次のように改める。

第六号書式

解剖用死体（死胎）交付申請書

一　死者の氏名、性別及び年令（死胎の場合は、父母の氏名、性別及び妊娠月数）

二　死亡の年月日時（死胎の場合は、分べん年月日時）

三　解剖の目的

四　埋葬又は火葬の予定場所

右により死体（死胎）を交付されたい。

年　月　日

○○医科大学（○○大学医学部）長

氏名

市町村長　殿